

平成 22 年分の所得税の\_\_\_\_申告書(損失申告用)付表

(東日本大震災の被災者の方用)

住所 〔又は〕 事業所 事務所 居所など		フリガナ  氏名	
----------------------------------	--	----------------	--

この付表は、震災特例法第7条((純損失の繰越控除の特例))の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」に代えて使用します。

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		下記以外の純損失金額	⑩	円				
		平成 22 年被災純損失金額	⑩'					
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			⑪					
変動所得の損失額			⑫					
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	A 損害金額	B 保険金などで補填される金額	C 差引損失額 (A-B)	円
	山林以外	営業等・農業			・			⑬
			うち 棚卸資産震災損失額					⑬'
			うち 固定資産震災損失額					⑬''
	山林以外	不動産			・			⑭
			うち 固定資産震災損失額					⑭'
	山林				・			⑮
うち 固定資産震災損失額						⑮'		
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		下記以外の純損失金額	⑯					
		平成 22 年被災純損失金額	⑯'					
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		下記以外の純損失金額	⑰					
		平成 22 年被災純損失金額	⑰'					

## 書き方

各欄の記入に当たっては、「平成 22 年分 所得税の確定申告の手引き（損失申告用）」（以下「手引き」といいます。）によるほか、次によります。

なお、記入に当たっては、まず、「被災事業用資産の損失額」の各欄から記入してください。

### (1) 「青色申告者の損失の金額」欄

イ 「手引き」に従い計算した「青色申告者の損失額の金額」（以下「手引きによる青色申告者の損失の金額」といいます。）が「(㉗' + ㉗' ' + ㉘' + ㉙' )」の金額より多い場合又は同じ場合

「下記以外の純損失金額」㉗欄には、「手引きによる青色申告者の損失の金額」から「(㉗' + ㉗' ' + ㉘' + ㉙' )」の金額を差し引いた額を、「平成 22 年被災純損失金額」㉗' 欄には、「(㉗' + ㉗' ' + ㉘' + ㉙' )」の金額を書きます。

ロ イ以外の場合

「下記以外の純損失金額」㉗欄には、「0」を、「平成 22 年被災純損失金額」㉗' 欄には、「手引きによる青色申告者の損失の金額」の金額を書きます。

### (2) 「被災事業用資産の損失額」の㉚'、㉚' '、㉛' 及び㉜' 欄

「手引き」に従い計算した㉚、㉛及び㉜の各金額に含まれる次の各金額を書きます。

イ 「棚卸資産震災損失額」とは、棚卸資産について東日本大震災により生じた損失の金額(災害関連支出の金額を含みます。)をいいます。

ロ 「固定資産震災損失額」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)について東日本大震災により生じた損失の金額(災害関連支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。)をいいます。

### (3) 「山林所得に係る被災事業用資産の損失額」欄

イ 「手引き」に従い計算した「山林所得に係る被災事業用資産の損失額」（以下「手引きによる山林所得に係る被災事業用資産の損失額」といいます。）が「㉝'」の金額より多い場合又は同じ場合

「下記以外の純損失金額」㉝欄には、「手引きによる山林所得に係る被災事業用資産の損失額」から「㉝'」の金額を差し引いた額を、「平成 22 年被災純損失金額」㉝' 欄には、「㉝'」の金額を書きます。

ロ イ以外の場合

「下記以外の純損失金額」㉝欄には、「0」を、「平成 22 年被災純損失金額」㉝' 欄には、「手引きによる山林所得に係る被災事業用資産の損失額」を書きます。

### (4) 「山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」欄

イ 「手引き」に従い計算した「山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」（以下「手引きによる山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」といいます。）が「(㉞' + ㉞' ' + ㉟' )」の金額より多い場合又は同じ場合

「下記以外の純損失金額」㉞欄には、「手引きによる山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」から「(㉞' + ㉞' ' + ㉟' )」の金額を差し引いた額を、「平成 22 年被災純損失金額」㉞' 欄には、「(㉞' + ㉞' ' + ㉟' )」の金額を書きます。

ロ イ以外の場合

「下記以外の純損失金額」㉞欄には、「0」を、「平成 22 年被災純損失金額」㉞' 欄には、「手引きによる山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」を書きます。